令和５年度講師派遣法令講座：貴社（事業者）で開催
☆なるほど納得☆「省エネ法」の改正と提出書類の書き方

「省エネ法」改正（令和5年4月1日施行）の主な変更・追記内容

① **エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの定義の見直し】**
「省エネ法」の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直し。
電気の一次エネルギー換算係数は、全国一律の全電源平均係数を基本とする。

② **非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】**
特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。

③ **電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】**
電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」促進のための電気の一次エネルギー換算係数の設定等により、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す枠組みを構築。

⇒ これらを踏まえ、
法律名を**「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」**に見直し。

「省エネ法」の改正に伴い、中長期計画書および定期報告書（令和6年度提出分から）が様式変更になりました。
7月末日が提出期限の中長期計画書および定期報告書の書き方を講師と対面で、貴社（事業者）の疑問や悩みを解消できる本講座の受講を是非ご検討ください。

1. 開催日時：お打ち合わせによる。（令和5年7月14日まで　時間：2時間30分）
2. 開催場所：貴社（事業者）の会議室等
3. 受講対象者：「省エネ法」に基づく提出書類、エネルギー管理標準の作成実務者様等（3名様以内）
4. 講義内容：基本的には適時休憩を挟み次のカリキュラムで実施します。（質疑応答は、随時）
   - **(1)「省エネ法」の目的および改正について**　30分
   - **(2) 定期報告書、中長期計画書等の書き方について**　70分
   - **(3)「判断基準」の改正について**　30分
5. 貴社（事業者）で準備して頂くもの：
   - ・昨年度提出分と本年度提出予定の「定期報告書」、「中長期計画書」および「エネルギー管理標準」
   - ・プロジェクターor モニター　（パソコンは、持参します。）
6. 講師派遣料（消費税等込み）：　**一般　104，500円　　賛助会員　83，600円**
   - **・講師派遣料**には、資料制作・印刷、事務経費を含みます。
   - ・申込書受付後、**講師の旅費（当センターの規程に基づく）を追加**した見積書を発行します。
   - **・受託契約については、貴社（事業者）様のご規定とおり**とさせて頂きます。
7. お申込み要領：下記の申込書にご記入のうえ、ファックスまたは e-mail にてお申込下さい。
8. お支払方法：講座実施後、請求書を郵送いたします。
   次の口座にお振込みください。（振込手数料は、ご負担願います。）
   みずほ銀行　梅田支店　普通預金　No.1048083
   口座名義：一般財団法人　省エネルギーセンター　近畿支部
9. 問合せ先：一般財団法人省エネルギーセンター　近畿支部　講座担当：葉山
   〒550-0013　大阪市西区新町1-13-3　四ツ橋KFﾋﾞﾙ8F　　e-mail：kinkikoza@eccj.or.jp
   TEL：06－6539－7515　　講座当日携帯：090-4675-7086

---------- （ 切り取らずに送信して下さい ） ----------

省エネルギーセンター　近畿支部　行

「省エネ法」の改正による提出書類の書き方　　申込書　　令和　　年　　月　　日

■会社（事業者）・事業所名			□一般　□賛助会員 ■講師派遣料　円（旅費は別途） ■見積書を郵送します。	申込受付 省エネルギーセンター印
■事業者の日本標準産業分類の細分類項目名	■ベンチマーク対象となる事業 有り（　　）・なし			
■住所〒				
■TEL：　■FAX：			■講座開催日時：令和5年7月14日（金）まで 本申込書受領後希望日をお聞きして調整	
■申込者　所属：	■役職：	■申込者　氏名：	■申込者　e-mail：	

▼ FAX：06-6539-7370 または kinkikoza@eccj.or.jp ▼